

再生可能エネルギー源の地域における導入を促進するための法律案（法案作成講座 2011）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、エネルギー源としての再生可能エネルギー源を利用することが、内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要となっていることに鑑み、再生可能エネルギー源を地域において導入するための計画の策定、地方債の発行その他の措置を講ずることにより、エネルギー源としての再生可能エネルギー源の地域における導入を促進し、もって地域の自立的発展及び地域における持続可能な社会の構築に資するとともに、地域における豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「再生可能エネルギー源」とは、次に掲げるエネルギー源をいう。

一 太陽光

二 風力

三 水力

四 地熱

五 バイオマス（動植物に由来する有機物であつてエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。第六条第三項及び第八項において同じ。）

六 地中熱

七 温泉熱

八 前各号に掲げるもののほか、原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるものとして政令で定めるもの

2 この法律において「再生可能エネルギー供給設備」とは、再生可能エネルギー源を利用可能な状態に変換する設備及びその附属設備をいう。

3 この法律において「特定建築物」とは、建築物に係る再生可能エネルギーの導入を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のものをいう。

（基本理念）

第三条 再生可能エネルギーの導入は、枯渇性エネルギーから再生可能エネルギーに転換することが人類社会の持続可能性にとって必要不可欠であることにかんがみ、できる限り

速やかに進められなければならない。

2 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーが地域固有のエネルギー源であり、地域によって得られる再生可能エネルギーの種類が異なることにかんがみ、地域の防災上の取り組み、地域経済の振興、地域文化の発展等の観点を踏まえつつ、地域の実情に即して進められなければならない。

3 再生可能エネルギーの導入は、再生可能エネルギーによって賄いうるエネルギー需要が広く存在することにかんがみ、エネルギー需要の特性を踏まえて進められなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、前条に定める再生可能エネルギーの導入に関する施策についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの導入の促進に関し、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、公共事業において再生可能エネルギー供給設備を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体の再生可能エネルギーの導入に関する施策を促進するための措置を講ずるとともに、全国的な見地から必要とされる再生可能エネルギーの導入の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、基本理念にのっとり、公共事業において再生可能エネルギー供給設備を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において再生可能エネルギー供給設備を導入すること、自ら再生可能エネルギーを使用すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めるとともに、地方公共団体又は国が実施する再生可能エネルギーの導入の促進に関する施策に協力する責務を有する。

2 電気事業者は、基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入に適したエネルギー供給システムの構築に努めなければならない。

(建築主等の責務)

第七条 建築主等は、再生可能エネルギー供給設備を導入すること等により、再生可能エネルギーの導入の促進に努めなければならない。

(国民の努力)

第八条 国民は、基本理念にのっとり、エネルギーの使用に当たっては、その使用の合理化に努めるとともに再生可能エネルギー供給設備の導入に努めるものとする。

第二章 再生可能エネルギー地域導入計画

(再生可能エネルギー地域導入促進都道府県計画)

第九条 都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県における再生可能エネルギー供給設備の導入に関する基本方針（以下「都道府県計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の区域における再生可能エネルギーの導入に係る基本的方針

二 当該都道府県の区域における再生可能エネルギーの導入目標

三 当該都道府県の区域における再生可能エネルギー供給設備の導入に伴う環境への影響の低減に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、地域における再生可能エネルギーの導入の促進に関し都道府県が必要と認める事項

4 都道府県は、都道府県計画を定めたときは、直ちに、主務大臣にこれを提出しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定により都道府県計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該基本方針についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

6 前二項の規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(再生可能エネルギー導入促進市区町村計画)

第十条 市区町村又は特別区（以下「市区町村」という。）は、都道府県計画に基づき、再生可能エネルギー導入促進市区町村計画（以下「市区町村計画」という。）を定めることができる。

2 市区町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該市区町村の区域における再生可能エネルギーの導入に係る基本的方針

二 当該市区町村の区域における再生可能エネルギーの導入目標

三 当該市区町村の区域において整備されるべき再生可能エネルギー供給設備に関する事項

四 当該市区町村の区域における再生可能エネルギーによる電力の供給に関する事項

五 当該市区町村の区域における建築物への再生可能エネルギーの導入促進に関する事項

六 当該市区町村の区域における再生可能エネルギー供給設備の導入に伴う環境への影響

の低減に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、地域における再生可能エネルギーの導入の促進に関し市区町村が必要と認める事項

3 市区町村は、市区町村計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

4 市区町村は、市区町村計画を定めたときは、直ちに、関係する都道府県知事を経由して、主務大臣にこれを提出しなければならない。

5 関係都道府県は、前項の規定により市区町村計画の提出があった場合において、当該市区町村計画について技術的な助言を行うことができる。

6 主務大臣は、前項の規定により市区町村計画の提出があった場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該市区町村計画についてその意見を主務大臣に申し出ることができる。

7 前四項の規定は、市区町村計画の変更について準用する。

第三章 再生可能エネルギーの地域への導入を促進するための措置

(再生可能エネルギー供給設備の稼働率の確認)

第十一条 再生可能エネルギー供給設備を用いて発電する者は、主務省令で定めるところにより、当該設備の年間を通じた稼働率について、当該設備が置かれている区域を管轄する都道府県知事の確認を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の確認の申請があった場合、当該設備の年間を通じた稼働率について確認をするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の確認に係る発電が確認を受けた稼働率を実現できなくなつたと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。

4 前各項に規定するもののほか、第一項の確認に関し必要な事項は、政令で定める。

(再生可能エネルギーの地域への導入の促進のための地方債)

第十二条 市区町村が市区町村計画に基づいて行う再生可能エネルギーの供給に係る事業又は再生可能エネルギーの供給に関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び再生可能エネルギー供給設備の整備につき当該市区町村が必要とする経費については、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

2 市区町村計画に基づいて行う第一項に規定する出資につき当該市区町村が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（前条第一項の規定に基づき稼働率の確認を受けた再生可能エネルギー供給設備（以下「確認再生可能エネルギー供給設備」という。）に係るものに限る。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税

法の定めるところにより、当該市区町村に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

(課税の特例)

第十三条 確認再生可能エネルギー供給設備については、確認を受けた稼働率に応じて、再生可能エネルギー源の種類ごとに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十四条 地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）第六条第二項の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、市区町村計画に定められた再生可能エネルギー供給設備を新設し、又は増設した法人について、その供給設備に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその供給設備に係る機械及び装置若しくはその供給設備に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和三十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(資金の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、前三条に定めるもののほか、市区町村計画に定められた再生可能エネルギー供給設備の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 指定確認機関

(指定確認機関の指定等)

第十六条 都道府県知事は、その指定する者（以下「指定確認機関」という。）に、第十一条第一項に規定する稼働率の確認に関する事務（以下「確認事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定確認機関の指定（以下この節において単に「指定」という。）は、確認事務を行おうとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定確認機関が行う確認事務を行わないものとし、この場合における確認事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
- 四 第二十六条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であって、その役員のうちの前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第十八条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定確認機関の指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員、確認事務の実施の方法その他の事項についての確認事務の実施に関する計画が、確認事務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の確認事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 確認事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって確認事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 前三号に定めるもののほか、確認事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十九条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定確認機関の名称及び住所、指定確認機関が行う確認事務の範囲、確認事務を行う事務所の所在地並びに確認事務の開始の日を公示しなければならない。

- 2 指定確認機関は、その名称若しくは住所又は確認事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定確認機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定確認機関及びその職員で確認事務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(確認事務規程)

第二十一条 指定確認機関は、確認事務に関する規程（以下「確認事務規程」という。）を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 確認事務規程で定めるべき事項は、主務省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした確認事務規程が確認事務の公正かつ適確な実施上不適當となつたと認めるときは、その確認事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第二十二条 指定確認機関は、主務省令で定めるところにより、確認事務に関する事項で主務省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定確認機関は、主務省令で定めるところにより、確認事務に関する書類で主務省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十三条 都道府県知事は、確認事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し、確認事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十四条 都道府県知事は、確認事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定確認機関に対し確認事務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定確認機関の事務所に立ち入り、確認事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(確認事務の休廃止)

第二十五条 指定確認機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、確認事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十六条 都道府県知事は、指定確認機関が第十七条各号（第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定確認機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十九条第二項、第二十二条又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第二十一条第一項の認可を受けた確認事務規程によらないで確認事務を行ったとき。

三 第二十一条第三項又は第二十三条の規定による命令に違反したとき。

四 第十八条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 確認事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあつてはその役員が確認事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により確認事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による確認事務の実施)

第二十七条 都道府県知事は、指定確認機関が第二十五条第一項の規定により確認事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定確認機関に対し確認事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定確認機関が天災その他の事由により確認事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第十六条第三項の規定にかかわらず、確認事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により確認事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている確認事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により確認事務を行うこととし、第二十五条第一項の規定により確認事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行っている確認事務を行わないこととする場合における確認事務の引継ぎその他の必要な事項は、主務省令で定める。

(確認手数料)

第二十八条 都道府県は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十七条の

規定に基づき確認に係る手数料を徴収する場合には、第十六条の規定により指定確認機関が行う確認を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定確認機関に納めさせることができる。

2 前項の規定により指定確認機関に納められた手数料は、当該指定確認機関の収入とする。

第五章 建築物に係る再生可能エネルギーの導入を促進するための措置

(建築物の建築をしようとする者等の努力)

第二十九条 次に掲げる者は、基本方針の定めるところに留意して、再生可能エネルギー供給設備を導入する措置を適確に実施することにより、建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進に資するよう努めなければならない。

- 一 建築物の建築をしようとする者
- 二 建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下同じ。）
- 三 建築物に設けられた再生可能エネルギー供給設備の修繕又は改修をしようとする者

(建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項)

第三十条 主務大臣は、建築物に係る再生可能エネルギーの導入の促進を図るため、前条に規定する措置に関し建築主等（同条第一号及び第三号に掲げる者をいう。以下同じ。）及び特定建築物の所有者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、再生可能エネルギー供給設備に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(建築物に係る指導及び助言等)

第三十一条 所管行政庁（建築主事を置く市町村又は特別区の区域にあつては当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域にあつては都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物にあつては、都道府県知事とする。以下同じ。）は、建築物（住宅を除く。以下この項において同じ。）について第二十九条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、建築主等又は特定建築物（住宅を除く。）の所有者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び当該市区町村において市区町村計画が定められている場合にはその内容を勘案して、建築物の設計、施工及び維持保全に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

(特定建築物に係る届出、指示等)

第三十二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者（以下「特定建築主等」という。）は、主務省令で定めるところにより、当該各号に係る建築物の設計及び施工に係る事項のうちそれぞれ当該各号に定める措置に関するものを所管行政庁に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 特定建築物の新築若しくは政令で定める規模以上の改築又は建築物の政令で定める規模以上の増築 当該建築物に設ける再生可能エネルギー供給設備の導入のための措置

二 特定建築物に設けられた再生可能エネルギー供給設備の政令で定める規模以上の修繕又は改修 当該再生可能エネルギー供給設備の供給能力を確保するための措置

2 所管行政庁は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る事項が第三十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項及び当該市区町村において市区町村計画が定められている場合にはその内容に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該届出をした者に対し、その判断の根拠を示して、当該届出に係る事項を変更すべき旨を命ずることができる。

3 前各項の規定は、法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置その他の措置がとられていることにより第二十九条に規定する措置をとることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であつて政令で定めるものには、適用しない。

第六章 法律の特例

(特定供給に係る電気事業法の特例)

第三十三条 市区町村計画に基づいて整備された再生可能エネルギー供給設備により、市区町村計画に記載された区域内の需要に応じて電気を供給するときには、電気事業法（昭和三十九年七月十一日法律第七十号）第十七条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣の許可を受けることを要しない。

(河川法及び電気事業法の特例等)

第三十四条 特定水力発電設備（河川法第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第三十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用して行う水力発電事業に係る再生可能エネルギー供給設備をいう。以下同じ。）を定めた市区町村計画について、次に掲げるところにより第十条第三項の提出がなされたときは、当該特定水力発電設備については、次条から第三十七条までの規定を適用する。

一 当該計画に、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電設備に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電設備が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 当該市区町村が、当該計画の提出に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電設備に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者（同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長）をいう。以下同じ。）を構成員とするものに限る。以下この号及び次条において同じ。）を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電設備に係る特定水利使用計画が協議されていること。

第三十五条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用（前条の認定を受けた復興推進計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第三十七条までにおいて「特定発電水利使用」という。）に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川（河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。）の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定

める。

第三十六条 都道県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があったときは、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

第三十七条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この条において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第五十条第一項に規定する特定発電水利使用を除く。）に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

（都市計画法の特例）

第三十八条 市区町村計画を定める市区町村は、都市計画法（昭和四十三年六月十五日法律第百号）第十一条第一項各号に掲げる都市計画において定められるべき施設として、再生可能エネルギー源を利用した熱供給施設及び再生可能エネルギー源を利用した電気供給施設を定めることができる。

第七章 雑則

（再生可能エネルギーに関する証書の利用の促進）

第三十九条 国は、再生可能エネルギー電気又は再生可能エネルギー熱供給であることに
関する証書の利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第四十条 国は、再生可能エネルギー源の地域ごとの導入可能性に関する情報その他地方公共団体の再生可能エネルギーの導入のために必要な情報の提供に務めなければならない。

（再生可能エネルギーに関する統計の整備）

第四十一条 国は、再生可能エネルギーの導入に関する施策の策定及び実施に資するため、再生可能エネルギーの利用の状況に関する統計、再生可能エネルギー設備の導入状況に関する統計その他再生可能エネルギーに関する統計の整備のために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣)

第四十二条 この法律における主務大臣は、環境大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び総務大臣とする。ただし、第三十条第一項に関する事項については、国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

第八章 罰則

(罰則)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十条第一項の規定に違反して、その職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者
- 二 第二十六条第二項の規定による確認事務の停止の命令に違反した者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 二 第二十二条第二項の規定に違反した者
- 三 第二十四条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 五 第二十四条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 六 第二十五条第一項の規定による許可を受けないで確認事務の全部を廃止した者

第四十五条 第三十二条第四項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。